

**鳥取県告示第10号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林の区域を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）